

国民年金第3号被保険者からの手続きが遅れた方へ

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(第3号被保険者)は保険料を納める必要はありません。ただし、第2号被保険者が退職した時や第3号被保険者の年収が増えたときなどは、届出(第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届出)をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このような方が手続き(特定保険料納付申込み)を行えば、本来はさかのぼって納付することができなかった期間(最大10年)の保険料を納付することができます(これを「特例追納」といいます)。保険料を納めれば、納付した額に応じて老齢基礎年金の年金額が増えます。

特例追納の対象となる期間

▶特例追納する時点で60歳以上→50歳以上60歳未満の期間

▶特例追納する時点で60歳未満→納付する時点から過去10年以内の期間

特例追納ができる期限 平成30年3月31日(日)まで

第1号被保険者 自営業、農林漁業者、学生など

第2号被保険者 会社員、公務員

第3号被保険者 会社員・公務員に扶養されている配偶者

☎ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6630-2525

市立博物館における証明書の窓口交付終了のお知らせ

証明書コンビニ交付サービスが(平成30年1月29日より)開始されたことに伴い、平成30年3月30日(金)をもって博物館窓口における住民票等証明書の発行業務を終了します。なお、証明書自動交付機は平成31年3月末まで稼働します。

証明書コンビニ交付サービスとは…

マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付き)を利用して、市が発行する証明書がコンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できる便利なサービスです。ぜひこの機会にマイナンバーカードの取得をご検討ください。

▶取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し

～マイナンバーカードの申請、受取方法について～

マイナンバーの通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」(※注1)を発行機関(地方公共団体情報システム機構)へ郵送申請(※注2)するか、スマートフォン・パソコン等からのWEB申請も可能です。申請から交付までに1カ月以上かかります。

申請後「交付通知書(はがき)」が届きます。はがき記載の必要書類等をお持ちになって、市民課窓口までご本人が受け取りにお越しください。

※注1「個人番号カード交付申請書」の記載内容に変更(住所や氏名等の変更)がある場合は使用できません。新しい「個人番号カード交付申請書」が必要となりますので、本人確認書類を持参のうえ、市民課窓口までお越しください。

※注2「通知カード」および「個人番号カード交付申請書」に同封されている個人番号カード交付申請書の送付用封筒(返信用封筒)は、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで切手を貼らずに、そのままご利用いただけます。また、送付用封筒が追加が必要な方は、封筒の様式がダウンロードできますので、マイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

☎住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、マイナンバーカードの申請について・・・市民課 内線 544・184
所得課税証明書について・・・税務課 内線 221～223
証明書コンビニ交付サービスの導入について・・・IT推進室 内線 236

3月・4月は市民課窓口が大変混み合います！

市民課窓口は、住所異動により、3月および4月は大変混み合うため、お時間に余裕を持って手続きなさるようご協力をお願いします。

受付時間 8:30～17:15

※大変混んでいる場合、早めに受付を終了する場合があります。また、1時間以上お待ちいただくこともあります。ご了承ください。

☎市民課 内線 108・109・472

マイナンバー(個人番号)制度に伴う国民年金手続きについて

3月から国民年金に関する各種手続きにおいて、原則としてマイナンバーの記載が必要となります。ただし、海外在住者などでマイナンバーを持たない方は、これまで通り基礎年金番号での手続きです。また、マイナンバーを記載する場合は、下記の番号確認および本人確認が必要になります。

1.番号確認 マイナンバーカード、マイナンバー通知カード

2.本人確認

① 顔写真付の身分証明書
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳等1点
② ①の身分証明書が無い場合
健康保険証、年金手帳、印鑑登録証明書等2点必要

☎市民課 年金係内線 114・118

宜野湾市有料広告企業提案の募集について

市の財産を広告媒体としてより一層活用するため、民間企業等(個人は除く)から新たな広告媒体に係る提案を募集します。

募集する提案

提案者自らが実施主体となり、本市において未実施の広告事業および現在の広告事業に新たな提案を加えるものを対象とする。

※ネーミングライツ事業は対象外

募集期間 随時

提出方法

企画提案書(様式あり)および参考資料(任意)をご提出ください。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎行政改革推進室

内線 331・332

2月28日(水)は固定資産税第4期の納期限です

～納税に困っている方は、早めにご相談を～

失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けていますのでご連絡ください。

～税負担の公平性を確保するために～

納期限を過ぎても納付いただけない方に対し、納期限内に納めていただいている方との公平性を保つため、法律に基づいた財産調査、差押等の滞納処分を行っています。

①催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問による納税の催告。

②官公署や金融機関へ財産調査。

③給与差押のため勤務先へ給与照会。

④預貯金、給与、不動産、自動車等の差押や公売等の滞納処分など。

市税納期カレンダー

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	5月1日	6月30日	5月31日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

☎納税課 内線246～257

『緑の募金』にご協力をお願いします

緑の募金は、地域の緑化事業の推進や森林の整備などに役立てられています。

市内では、公共施設などへの緑化、各種団体へ苗木などの配布を行い、緑化活動を推進します。

募金期間 2月1日から4月30日

☎都市計画課 内線548

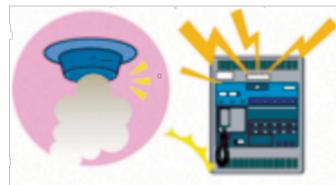
～安心・安全のために～ 4月1日から「違反対象物公表制度」が始まります！

違反対象物の公表制度とは？

市民の皆さまが安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を市ホームページで確認ができる制度です。消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から起算して14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表されます。

公表される建物 飲食店、ホテル、社会福祉施設など、不特定多数の方が利用する建物や、自力で避難することが難しい方が利用する建物

公表される内容 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備の未設置違反の建物で、「建物の名称、所在地、違反の内容」が公表されます。



～建物関係者の皆さん!ご注意を!～

建物に以下のような変更を行う場合に、新たに消防用設備等を設置する義務が生じることがありますので、事前にご相談ください。

▶飲食店、物品販売店舗、ホテル・旅館、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合

▶増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合

▶窓の前に荷物や棚を置いたり、合板等で塞いだりする場合

☎消防本部予防課 ☎892-1850

宜野湾市地震・津波避難訓練の訓練日が変更になりました。

変更前 3月4日(日) 10:00～11:00

変更後 3月11日(日) 10:00～11:00

対象地域 真志喜区、大山区、宇地泊区、大謝名区、大謝名団地、上大謝名、嘉数ハイツ

※伊佐区は同日、伊佐区公民館にて自治会主催の防災勉強会を開催します。

※訓練の参加、内容に関しましては、お住まいの各自治会までお問合せください。

大規模地震・津波発生を想定し、防災意識の啓発や津波避難体制の向上を図ることを目的とした避難訓練です。訓練の経験が、いざという時の「自助」や「共助」に活かされます。皆さまの積極的なご参加・ご協力をお願いします。

☎市民防災室 ☎892-3151



防音建具機能復旧工事の対象区域の拡大について

沖縄防衛局では、普天間飛行場および嘉手納飛行場周辺の住宅防音工事を行った住宅について、現在、80W以上の区域を対象に防音建具機能復旧工事を行っています。今後、75W区域においても順次、同機能復旧工事の受付を開始します。

当面は、昭和57年度と昭和58年度に住宅防音工事を実施した住宅が対象となり、対象者には沖縄防衛局から直接、希望届が配付されます。

詳しくは、沖縄防衛局までお問い合わせください。

☎沖縄防衛局 住宅防音課

☎921-8150